

# 地方消費者行政活性化交付金

30億円  
(26年度当初予算)

## 趣旨

○昨今の食品表示偽装の問題、高齢者の消費者被害が急増している状況等を踏まえ、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保のための取組を支援するため、都道府県に設置した**地方消費者行政活性化基金に上積み**

20年度2次補正	150億円
21年度1次補正	72.7億円
24年度当初	5億円
	3.6億円(復興)
24年度補正	60.2億円
25年度当初	5億円
	7.3億円(復興)
25年度補正	15億円
<b>26年度当初</b>	<b>30億円</b>
	7億円(復興)

## 「地方消費者行政活性化交付金」について、30億円を措置

### 1. トラブルに遭ったときに安心して相談できる社会基盤づくり

- 消費生活センター設置・相談窓口 新設
- 消費生活相談員の養成、レベルアップ
- 都道府県による市町村支援 等

⇒**これまで着実に実施してきた消費生活相談体制の維持・充実を引き続き下支え**

### 2. 消費者問題解決力の高い地域社会づくり

- トラブルに遭うリスクの高い高齢者等の消費者を守る「地域ネットワーク」の構築
- 消費者教育推進法を踏まえた消費者教育・啓発事業 等

⇒**地域の多様な主体間の連携及び消費者教育・啓発の推進等により、地域社会全体と消費者自身の対応力を強化**

### 3. 国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム

- 国が提案する政策テーマに対応した先駆的な取組を実施

⇒**国と地方の協働で、先進性の高い事業を行い、全国的に波及・展開を図る**

- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針等に基づき「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」により各地方公共団体における自主財源化を促進
- これまで補正予算中心の措置であったものについて当初予算化を進め、計画的・安定的な取組を促進